

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R7・8・28 第157回総会；上田市、茅野市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	経済産業省、財務省
	☒ 県	担当部局課室	産業労働部産業立地・IT振興課
	☐ その他	名称	
件名	産業用地整備促進税制の早期創設について		
提案市	上田市、茅野市		
提案要旨	産業用地に対するニーズが高まる中で用地整備を迅速化するため、自治体による用地整備と同様に、自治体と連携した民間事業者による用地整備においても、地権者が土地を譲渡した際の売却益の一部について所得控除を設ける産業用地整備促進税制の早期創設を要望する。 併せて、県においても産業用地整備促進の取組みを市町村と協力・連携して進めるとともに、制度創設に向けた国への働きかけを要望する。		
提案理由	産業用地の確保を希望する事業者が増加傾向にある一方で、分譲可能な産業用地は不足しており、用地造成を促進する必要がある。 これまで産業用地造成は、自治体や土地開発公社が主体となって造成してきたが、自治体主導の造成は困難となっており、現在、自治体と連携した民間事業者による用地整備にメリットがあるとされている。 しかしながら、自治体が地権者から土地を取得する場合は所得控除がある一方で、民間事業者が土地を取得する場合には同様の措置が無いことから、こうした手法の用地造成事業に支障をきたしている。 地権者交渉の円滑化、産業用地の迅速な供給により、地域経済に波及効果をもたらすため、自治体と連携した民間事業者による用地整備においても、税制優遇を要望するものである。 併せて、交付税措置等の地方財源に影響しない制度設計を要望する。		
現況及び課題等	経済産業省は、令和7年度税制改正において、産業用地整備促進税制の創設を要望していた。しかし、令和7年1月6日付にて、昨年末に公表された税制改正大綱への記載が見送りとなり、令和7年度には措置されない旨が同省から通知された。 令和8年度税制改正においても経済産業省から継続して要望がなされている。産業構造審議会において「(産業用地開発のため)あらゆる土地の確保手段を検討して行く必要がある」との意見が出される中、具体策として本税優遇措置の拡大が示された。 提案市においては、地域未来投資促進法等を活用して、民間事業者が用地整備計画を進めている。しかし、国の制度による地域牽引事業であるにもかかわらず、事業主体が異なるだけで地権者の取り扱いに差が出るため、譲渡所得の課税が円滑な用地交渉を阻んでいる。		
関係法令			